

令和8年度 京都市立嵯峨野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は、子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で、「いじめ」は、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、すべての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを許さない学校づくりを推進する。また、児童の自尊感情を高める取組を積極的に行い、それぞれの違いを認め合う集団づくりを実践する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成・役割

学校長 教頭 教務主任 支援教育部長 生徒指導主任 総合育成支援教育主任
教育相談主任 特別活動主任 各学年支援教育部担当 養護教諭 栄養教諭
スクールカウンセラー

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数決定

(2) 開催時期

定例委員会は、月末の月曜日に開催（緊急対応の場合はこの限りではない）

(3) 児童・保護者への通知方法

【児童】…全校集会（5月） 【保護者】…学年懇談会（4月）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・「割れ窓理論」などでも、明らかなように、校内環境・学習環境の乱れが、児童の心の乱れにつながる。校内環境整備や校内美化に努めていく。
- ・教室環境を整理整頓するだけではなく、学習のねらいを意識し、子どもが自分から興味を持って学習に取り組むことができるように環境を整える。
- ・安全で落ち着いた環境の整備を目指す。

イ 授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身につけ、意欲的に学ぶ集団作りの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点に置いた学習内容や学習形態の工夫
- ・少人数授業の推進
- ・道徳科における授業の研究
- ・学習プリントの工夫
- ・生徒指導の実践上の4つの視点を意識した学習活動

ウ 道徳教育

- ・柔軟さはあるが芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・全校の取組としてのいじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳科」の実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」、「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

エ 体験活動

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事（運動会）などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

オ 児童が自主的に行う活動

- ・学校内人権月間・人権週間による児童のいじめ撲滅キャンペーン
- ・児童会参加の人権集会の実施
- ・異学年集団の交流などを進める中で、望ましい人間関係の育成と、仲間と協力して諸問題を解決する力の育成
- ・縦割り活動の実施
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・朝会等を利用して委員会活動の取り組みを報告

カ 児童へのはたらきかけ

- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信
- ・学校便り、学年便り、HPなどの有効活用

キ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳科の参観授業による保護者への啓発活動
- ・学校説明会、HPでの「学校いじめの防止等基本方針」の発信

ク その他

- ・学校評価アンケート（前期・後期の2回）を行い、結果を分析し、成果と課題を保護者・地域・学校運営委員会等に周知する。
- ・生徒指導三機能チェックリストを活用した、教職員のふり返り

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については些細なことや疑問も含め、「いじめ不登校対策委員会」や職員会議での情報公開をし、全教職員で共有する。

重大事態については、「いじめ不登校対策委員会」を緊急に開き、対策などの検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用してのいじめの兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用してのいじめの実態把握と学級経営の見直し
- ・日記指導等による児童の遊びや友達関係の把握

(イ) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・教育相談期間「あのねタイム」の年2回の設定と、教育相談前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携による教育相談
- ・適時適切な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・定期的な「いじめ不登校対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

(ウ) その他

- ・登校、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめについても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・担当まかせにならない組織的な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

イ いじめやその疑いを把握したときの構内での情報共有及び対応
 ≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫

前提となる基本事項

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
 - 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
 - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担当者といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
 - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
 - 児童生徒、保護者、地域への周知
 - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観 察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対 応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

- 【事実確認】
- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
 - いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
 - 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
 - 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指 導

- 【児童生徒への指導・支援】
- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
 - 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
 - いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
 - 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 【保護者への連絡
・家庭との連携】
- 担当者をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

- 【教育委員会への報告・連携】
- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- 【謝罪の場の設定】
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。*事案内容によってはこの限りではない。

- 【関係機関との連携】
- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

- 【学校全体での継続的な指導・支援】
- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 - ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

- ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
 - ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも、ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解

- エ 「いじめの解消」の定義を踏まえて見守り及び再発防止に向けた取組
 - ・学校全体での継続的な指導・支援を行う。
 - ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 - ・面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・毎月の支援教育部会で、いじめにかかわる事案の報告と検討
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施
- ・生徒指導の実践上の4つの視点を意識した授業改善

イ 実施時期

- ・毎月の支援教育部会での情報共有
- ・年度当初、夏季休業中、年度終了時における全体研修
- ・研修会への参加など

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・人権学習、道徳の学習などの参観授業による保護者への啓発活動
- ・「学校便り」の有効活用
- ・学校ホームページの有効活用
- ・家庭教育学級の有効活用
- ・参観授業としての「非行防止教室」
- ・学校運営協議会理事会での学校評価の検討
- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し

(2) 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させる。
- ・児童相談所との連携を図り、加害児童・被害児童の精神ケアを図る。
- ・スクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、「①生命・心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告などにあたる。本校が調査の主体となる場合は、学校の下に組織を設け、「事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進など」を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議

学校調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議や校内研修等 | 未然防止に向けた取組や行事等 | アンケートの実施や教育相談週間等 | 保護者への啓発等 |
|----|---|--|---|---------------------------|
| 4 | いじめ不登校対策委員会① 職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 学級経営方針の交流会 児童理解研修会 | 1年生をむかえる会 | | 学年懇談会① いじめ対策委員会のメンバー紹介 |
| 5 | いじめ不登校対策委員会② | 全校集会（憲法記念日） いじめ対策委員会のメンバー紹介 児童集会 たてわり活動 町別児童会・集団下校 | | |
| 6 | いじめ不登校対策委員会③ | 6年修学旅行 たてわり活動 3年非行防止教室 | クラスマネジメントシートの実施① いじめに関するアンケートの実施① 教育相談週間① （あのねタイム） | |
| 7 | いじめ不登校対策委員会④ いじめアンケートの情報共有 学校いじめ防止プログラムの見直し① | 町別児童会・集団下校 | 学校評価アンケート① | 個人懇談会① 学校評価アンケート① |
| 8 | 児童理解研修会 | | | |
| 9 | いじめ不登校対策委員会⑤ | 5年花背山の家 たてわり活動 | | |
| 10 | いじめ不登校対策委員会⑥ | 運動会 | | 学校評価アンケート① 結果公表 |
| 11 | いじめ不登校対策委員会⑦ | 人権に関わる授業参観 たてわり活動 | クラスマネジメントシートの実施② いじめに関するアンケートの実施② | 人権講演会 |
| 12 | いじめ不登校対策委員会⑧ いじめアンケートの情報共有 学校いじめ防止プログラムの見直し② | 全校集会（人権） | 教育相談週間② （あのねタイム） 学校評価アンケート② | 個人懇談会② 学校評価アンケート② |
| 1 | いじめ不登校対策委員会⑨ | たてわり活動 | | |
| 2 | いじめ不登校対策委員会⑩ 児童理解研修会 | たてわり活動 児童集会 町別児童会・集団下校 | | 学年懇談会② |
| 3 | いじめ不登校対策委員会⑪ 年間の取組の見直し③ | 6年生を送る会 | | 学校評価アンケート② 結果公表 |

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
- ・ 「年間の取組の見直し」（P D C Aサイクルの期間）
 - ・ 「いじめに関するアンケート」（無記名アンケート随時）
 - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
 - ・ 「校内研修」
 - ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
 - ・ 「個別面談」「教育相談」